

一般質問

ここが知りたい 訴えたい

general inquiry

6月定例会では、6月28日、1議員が質問しました。内容を要約してお知らせします。

イオン九州出店の状況、また土地利用計画の策定について問う。

問

答

まちづくり三法施行前に許可にこぎつけたい。土地利用計画については、ゾーン形成をやらざるを得ない。

問

(1) イオン九州出店の現状と、この件についての町長の考えを伺う。

(2) 道路網が整備され好条件が整いつつあるなかで、農地、工業用地、商業用地、住宅用地の見直しを行って、未来のための安定した財源を確保するためには、無作為の乱開発を防止する土地利用計画の策定が重要課題である。計画策定のための委員会を設置して、検討する必要があるのではないか。

(3) 固定資産税の確保につながる線引きの見直しについて伺う。

線引きとは？

本町は全域を農業振興地域に指定し、優良農地の確保に努めている。しかしながら、社会情勢の著しい変化にともない、土地利用の見直しの機会が増大しているため、農振農用地からの除外の申出については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県の同意を得て、農業振興地域整備計画の見直しを行っている。

見直しについては、年2回、3月と9月に行っている。

答 町長

イオン九州出店予定地周辺が優良農地であることから、農振法に基づく農振計画変更の同意と農地法に基づく農地の転用許可が必要である。

県との協議が長期化したのが、関係書類が昨年12月にやつと九州農政局にあげられて、現在、事前調査が行われている。

また、土地基盤整備事業にともなった受益転用については、県の水系事務所と協議を行なっている。申請書は、農振計画変更の内示が農政局より出された後に提出することになっているが、

まちづくり三法とは？

中心市街地活性化法、都市計画法、大店立地法の総称。都市計画法の改正により床面積1万平方メートルを越える大型店を立地できる用途地域が、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3地域に限定されるため、本町のような農業振興地域での出店が難しくなる。

話を詰めているので時間はこちらからないだろうと思う。まちづくり三法が来年度施行されるので、その前に許可にこぎつけたい。